

岩国市 P T A 連合会 ブロック研修

臨時休業等実施時における 学習保障・メンタルケアにかかる取組

期日：令和2年8月30日（日）

岩国市教育委員会 学校教育課 堀本 進

本日の内容

- 1 臨時休業等実施の判断について
- 2 臨時休業等実施時の学習保障について
- 3 臨時休業等実施時のメンタルケアについて

1 臨時休業等実施の判断について

「臨時休業」の実施を判断する際の拠り所となる資料

1 臨時休業等実施の判断について

文部科学省 「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
- 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

1 臨時休業等実施の判断について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はありません）。

現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的です。

1 臨時休業等実施の判断について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

1 臨時休業等実施の判断について

学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

- ① 学校における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域における感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

2 臨時休業等実施時の学習保障について

「オンライン授業」と聞いて、どのような授業をイメージされますか？

2 臨時休業等実施時の学習保障について

「オンライン授業」とは…

リアルタイム型

学校と在宅の児童・生徒が同時にWeb会議システム等にアクセスし、リアルタイムかつ双方向に授業を行うもの。「ライブ型」「同期型」とも呼ばれる。

オンデマンド型

オンライン上にアップロードされた動画を児童・生徒が自分の都合（時間）に合わせて見たり、提示された課題を解いたりするもの。「録画型」「非同期型」とも呼ばれる。

2 臨時休業等実施時の学習保障について

リアルタイム（対面）：従来の授業



リアルタイム（対面+オンライン）
：教室+Web会議システム等で授業



リアルタイム（オンライン）
：Web会議システム等で授業



オンデマンド（オンライン）
：学習システム等で学生が各自学習



2 臨時休業等実施時の学習保障について

現段階で岩国市教育委員会が
想定する「学習保障の在り方」

2 臨時休業等実施時の学習保障について

基本：紙媒体を中心とした学習課題の設定

- 日常の学校生活における学習課題の設定と同じ形であり、児童・生徒にとって抵抗が少ない。
- インターネット等の環境がなくても取り組めるので、環境による格差が生じにくい。
- 課題解決のポイントや大切なところが伝わりにくい面があり、児童・生徒が確認や振り返りを行いにくい。

2 臨時休業等実施時の学習保障について

基本：紙媒体を中心とした学習課題の設定

●課題解決のポイントや大切なところが伝わりにくい面があり、児童・生徒が確認や振り返りを行いにくい。



学習課題に関する解説動画の作成

2 臨時休業等実施時の学習保障について

学習課題に関する解説動画の作成

- ・紙媒体の学習課題を補充するもの
- ・オンデマンド型で提示するもの
- ・長くても10分程度の簡単なもの

3 臨時休業等実施時のメンタルケアについて

現段階で岩国市教育委員会が
想定する「メンタルケアの在り方」

3 臨時休業等実施時のメンタルケアについて

基本：家庭訪問や電話連絡を中心とした対応

- 児童・生徒と対面して様子を知ることで、教員、児童・生徒、保護者が安心感を得ることができる。
- 直接、声を聞くことで健康状態を確認したり、不安なことを聞いたりすることで、個別の対応を取ることができます。
- 家庭訪問は大規模校を中心に教職員の負担増が懸念され、電話連絡は表情が分からぬという課題がある。

3 臨時休業等実施時のメンタルケアについて

基本：家庭訪問や電話連絡を中心とした対応

●家庭訪問は大規模校を中心に教職員の負担増が懸念され、電話連絡は表情が分からぬという課題がある。



オンラインホームルーム実施の体制づくり

3 臨時休業等実施時のメンタルケアについて

オンラインホームルーム実施の体制づくり

- ・Web会議システムを使い、リアルタイム型で学校と家庭をつなぐもの
- ・1日10～15分、2～3日に1回程度の接続
- ・参加は任意であり、各家庭の判断によるもの

保護者の皆様に御理解いただきたいこと

- ・「0」か「100」ではなく、できることをできるところから始めるというスタンスに対する御理解
- ・学校や地域によって、取組に多少の「差」が生じることへの御理解
- ・自宅でのICT機器の活用について必要となる設定等に対する御協力